

綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱（平成17年4月1日施行。以下「審判の請求に関する要綱」という。）に基づき市長が行った成年後見等開始の審判の申立てにより、家庭裁判所において成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）について、後見人等の適切な身上監護又は財産管理による被後見人等の日常生活の支援や福祉の向上、権利擁護を図るため、後見人等及び後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「監督人」という。）の報酬の全部又は一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、審判の請求に関する要綱に基づき市長が行う審判の請求をした者（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づくものを除く。）のうち、障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者及び精神障害者で、次の各号のいずれかに該当し、この要綱による助成を受けなければ、成年後見制度を利用することが困難であると市長が認めるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による生活支援給付を受けている者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税について世帯員全員が非課税であり、かつ、世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産（居住用不動産及び1,500,000円に世帯構成員1人ごとに500,000円を加算した額以下の預貯金等を除く。）を持たない世帯に属する者
- (3) 資産及び収入等の状況から、前2号に準ずると認められる者

2 前項に定める助成対象者が死亡した場合は、当該助成対象者の後見人等又は監督人を助成対象者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第862条（法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定により後見人等又は後見監督人へ付与される旨の審判（以下「報酬付与の審判」という。）がなされた報酬とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、報酬付与の審判に報酬の対象として定められている期間とする。

(助成額)

第5条 助成額は、報酬付与の審判によって決定された報酬額とし、助成対象者の生活の場が、在宅の場合にあっては月額28,000円、施設に入所している場合にあっては月額18,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により助成額を算出する場合において1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成額は、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を申請することができる者は、第2条に規定する助成対象者及び当該助成対象者の後見人等で本助成金の手続について代理権を有するものとする。

- 2 前条第1項に規定する申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者成年後見制度に係る報酬助成金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の写し
- (2) 報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類
- (3) 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し
- (4) 第2条第1項に定める助成対象者の後見人等が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する助成金の申請は、報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、障害者成年後見制度に係る報酬助成金決定通知書(第2号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、障害者成年後見制度に係る報酬助成金請求書(第3号様式)により、当該決定された助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成対象者に対して速やかに助成金を交付する。

(報告)

第9条 助成の決定を受けた者は、申請事項に変更があったとき、又は第2条に規定する助成要件に該当しなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が取り消されたとき。
- (3) 監督人の報酬付与の審判が取り消されたとき。
- (4) 第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2 市長は、助成を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したと認められるとき。
- (3) 支出額が助成金に比して減少したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

障害者成年後見制度に係る報酬助成金申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）住 所
氏 名 ㊟
連絡先

綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条に基づき、次のとおり、成年後見制度に係る報酬の助成を申請します。

また、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を収集することに同意します。

本人との関係	1 後見 4 後見監督人	2 保佐 5 保佐監督人	3 補助 6 補助監督人
助成対象者	ふりがな 氏 名 個人番号：	生 年 月 日 年 月 日	
	住 所（住民票所在地）		
助成対象費用	報酬付与審判日	年 月 日	
	報酬を付与するとされた後見人等・監督人	ふりがな 氏 名	生 年 月 日
		住 所	年 月 日
		連絡先	
		助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
報酬額	円		
助成金申請額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判決定書の写し <input type="checkbox"/> 家庭裁判所に提出した財産目録等資産の状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証の写し <input type="checkbox"/> 後見人等・監督人が申請をする場合は、登記事項証明書及び申請者の身分を証明する書類又はその写し		

第2号様式（第7条関係）

障害者成年後見制度に係る報酬助成金決定通知書

年 月 日

(申請者) 住 所
氏 名 様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました成年後見制度に係る報酬の助成について、次のとおり決定しましたので綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条に基づき通知します。

決定内容	1 助成決定			2 助成却下		
助成金額						円
助成対象期間	年 月 日から			年 月 日まで		
助成対象者氏名			助成対象者 生年月日	年 月 日		
助成対象者住所						
後見人等 ・ 監督人氏名			後見人等 生年月日	年 月 日		
後見人等 ・ 監督人住所						
却下理由 (却下の場合)						

注意事項

本人又は代理人等が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を成年後見人等・監督人の報酬の支出以外の目的に支出したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

第3号様式（第8条関係）

障害者成年後見制度に係る報酬助成金請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）住 所
氏 名
連絡先

㊟

綾瀬市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条に基づき、次のとおり請求
します。

なお、報酬助成金は下記の口座に振り込むよう依頼します。

1 請求金額 円（ 年 月 日から 年 月 日分まで）

2 振込先

金融機関等名	本支店（本支所）名	預金種別
		1 普通 2 当座
口座番号	口座名義人	
	フリガナ	